津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、エネルギー価格が高騰する中で、家庭における電気料金の負担軽減を図り、温室効果ガス排出量の削減と熱中症対策等の物価高騰にかかる生活支援、ならびに蛍光ランプとエアコンの 2027 年問題への対応を推進するため、LED 照明または省エネエアコンを購入する町民に対し、予算の範囲内において、省エネ家電購入費支援事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて、津和野町補助金等交付規則（平成 17 年津和野町規則第 38 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　この要綱による補助金の交付対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）　申請時において、町内に居住し、住民基本台帳に登録されている者

（２）　同一世帯で生活する者が、この補助金の交付決定を受けていない者

（３）　補助対象者を含む世帯員全員について、町税その他町に納付すべき料金の滞納がないこと。

（４）　津和野町暴力団排除条例（平成 24 年津和野町条例第 3 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する暴力団員等でない方

（５）生活保護法による被保護世帯である場合は、生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局通知）第 7 の 2(6)ウに基づく冷房器具及びその設置費用の支給を受けることができない世帯であること。

（補助対象設備の要件及び補助金の額）

第３条　補助対象設備の要件は、当該各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

（１）　自らが居住する住宅の屋内に固定設置するもの

（２）　新品（未使用）のもの

（３）　対象事業費の合計額が１万円以上のもの

（４）　令和９年３月 15 日までに設置を完了し、実績報告を提出できるもの

２　前項に掲げる条件のほか、補助の対象となる設備の要件及び補助金の額は、別表に定めるものとする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象設備の設置工事を着手する前までに、津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に、必要な書類を添えて、町長に提出するものとする。

２　前項の申請書の提出期限は、令和８年 10 月 30 日とする。

（補助金の交付決定）

第５条　町長は前条に定める申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、津和野町省エネ家電（LED・エアコン）購入費支援事業

補助金交付申請書交付決定通知書(様式第２号)により、申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めたときは、津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金不交付決定通知書(様式第３号)により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第６条　前条第１項の規定による交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という）は、申請の内容に変更が生じた場合、津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金変更申請書(様式第４号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

２　町長は前項の申請により決定内容を変更すべきものと決定した場合は、津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金変更決定通知書(様式第４号の２)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第７条　交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和９年３月 15 日のいずれか早い日までに、津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金実績報告書兼請求書(様式第５号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第８条　町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、津和野町省エネ家電購入費支援事業補助金確定通知書（様式第６号）により交付決定者に通知するものとする。

２　町長は前条の請求書を受理した日又は前項の補助金交付額確定した場合は速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第９条　町長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき、又は交付決定に付した条件に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、または既に交付した補助金について、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(協力の要請)

第 10 条　町長は、前条の規定により補助金の交付をした者に対し、必要に応じて当該設備等の利用状況等の情報提供を求めることができる。

(財産処分等の制限)

第 11 条　補助対象者は、この補助金により取得した対象家電等について法定耐用年数終了前に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃止し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(その他)

第 12 条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和９年３月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定により補助金の交付を行ったものに係るこの告示の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

附　則（令和８年７月１日告示第 56 号）

この告示は、令和８年７月１日から施行する。